

土庄町立土庄小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月1日

平成29年10月1日改訂

平成31年4月1日改訂

土庄町立土庄小学校

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組んでいきます。

1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

(1) いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるように、規律正しい態度で、授業や学校行事等に主体的に活動できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えることができるように指導し、いじめを絶対に許さない集団づくりに努めます。

(2) いじめの早期発見

児童の様子を見守り、児童や保護者との信頼関係を築けるように努めます。児童が示すわずかな変化を見逃さないように努めるとともに、教職員が積極的な情報交換、情報共有することで、いじめの早期発見に努めます。けんかやふざけ合いのように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめを受けた児童の感じる被害意識に着目し、いじめに該当するかどうか判断します。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、速やかにいじめをやめさせるため、教職員が組織的に対応します。被害児童を守るとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

(4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに土庄町教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

(5) 教職員の指導力の向上

教職員のいじめに対応する指導力向上を図るため、校内研修をおこないます。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止

① 明るく楽しい学校づくり

児童が毎日元気に登校できるように、明るく楽しい学校づくりに努めます。

② 道徳教育および体験活動

相手の気持ちを思いやり、自他の生命や身体を大切にできる心情等を育てるために、道徳教育や体験活動の時間を大切にします。

③ いじめを許さない集団づくり

児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むことができるように指導し、いじめを絶対に許さない集団づくりに努めます。特に、11月を土庄小学校「人権強化月間」とし、日常の人権・同和教育や教科指導、教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通してなかまづくりを推進します。

④ インターネット等に関する指導や啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防ぐため、児童に情報モラルに関する指導をおこ

なうとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発をおこないます。

⑤ 児童，保護者，関係機関等との連携及び説明

いじめ防止に向けて，児童会やPTA，関係機関等と連携しながら，いじめの防止の取組を推進します。また，「土庄小学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し，保護者や地域住民が本校のいじめ防止基本方針の内容を確認できるようにするとともに，その内容を入学時や年度初めに児童，保護者，関係機関等に説明します。

(2) いじめの早期発見

① 日常的な観察

全教職員が児童のわずかな変化を見逃さないように努めます。

② 生徒指導に関する情報交換

月1回の生徒指導委員会を中心に，各学級で起きた児童の問題行動や気になる児童（不登校傾向児童等）の様子について情報交換をする場を設けます。学年団会で情報を共有し共通理解して，全教職員が同じように指導できるように努めます。

③ なかよしポストや連絡帳等を活用したいじめの把握

職員室前廊下に「なかよしポスト」を設置し，児童が毎日の学校生活や友人関係等による悩み事や心配事を訴えることができるようにします。また，保護者が児童の様子等からいじめの疑いがあると思われるときは，連絡帳や電話等を活用し，学級担任に相談してください。

④ アンケートの実施

いじめの実態を把握するために，児童にいじめに関するアンケート調査を各学期に1回実施します。保護者に対しても2学期にアンケート調査をおこないます。アンケートに書かれたいじめ等に対し，早急に対応するように努めます。

⑤ 教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため，学級担任による教育相談をアンケート調査をもとにして各学期に1回全児童を対象に実施します。保護者に対しても教育相談窓口の周知をおこない，スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

(3) いじめへの早期対応

① いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したときは，すぐその場でその行為をやめさせます。
- ・ いじめを認知した教職員は，すぐに管理職に報告し，全教職員で情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなど，事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は，被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命，身体および財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察署に通報し，適切に支援を求めます。

② いじめを受けた児童とその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童から事実関係の聴き取りをおこないます。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等，プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問等により，迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめを受けた児童を守るための体制をつくります。
- ・ 状況に応じて，スクールカウンセラー等の協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い，必要な支援をおこないます。

③ いじめをおこなった児童への指導とその保護者への助言

- ・ いじめと疑われる行為をおこなったとされる児童から事実関係の聴き取りをおこないます。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等，プライバシーに留意して対応をおこないます。
- ・ いじめがあったことが確認された場合，すぐにいじめをやめさせ，これからも絶対にいじめをしないように指導をおこないます。
- ・ いじめをおこなった児童には，いじめは人格を傷つけ，生命，身体または財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の反省と責任を自覚させるように指導します。

- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言をおこないます。
 - ・ いじめをおこなった児童に対して必要な教育上の指導をおこなっているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、そのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときは、いじめを受けた児童を徹底して守るという観点から、土庄町教育委員会や警察署等と相談して対処します。
- ④ 学年・学級全体への指導
- ・ 学年・学級全体に、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
 - ・ いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題として考えるように指導します。
 - ・ 全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係をつくることのできる集団づくりに努めます。
- ⑤ いじめに対する組織的対応
- ・ 「土庄小学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、学級担任がいじめを一人で抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるよう努めます。
- ⑥ いじめ解消後の見守り
- ・ いじめが解消している状態とは、
 - (i) いじめに係る行為がおこなわれていない状態が相当の期間継続していること。
(相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする)
 - (ii) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
の少なくとも2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。また、いじめが「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察するよう努めます。
- ⑦ 学校評価による改善
- ・ 「土庄小学校いじめ防止基本方針」に基づき、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価する等、いじめの防止等のための取組の改善を図ります。

3 重大事態への対処

(1) 報告

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、長い期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合、「重大事態」と認知し、速やかに土庄町教育委員会への報告をおこないます。

(2) 調査

重大事態に対して、学校は土庄町教育委員会の指導の下、「いじめ防止対策委員会」を開催し、関係児童への聴き取りやアンケート等をおこない、重大事態に係る事実関係を明確にすることができるよう努めます。その結果、いじめを受けた児童およびその保護者に対し、重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

4 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点等について、職員会議等で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。また、いじめに関する研修資料を活用して校内研修をおこない、教職員の指導力向上に努めます。

5 その他

この基本方針は、必要に応じて見直しをおこない、児童が安心して明るく楽しい学校生活を送れるようにします。また、子どもたち自身が、友だちと仲良く活動し、いじめのない学校にするための話し合いや取組を児童会が中心になって進めていけるようにします。